

(1) 鹿嶋市

ア 臨港地区に追加する部分

鹿嶋市 大字平井 字灘 の一部

3 縦覧場所

茨城県土木部都市局都市計画課

茨城県告示第753号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項の規定において準用する同法第18条第1項の規定により、水戸・勝田都市計画下水道を変更したので、同法第20条第1項の規定に基づき告示し、同条第2項の規定に基づき、当該都市計画の図書を次の場所において縦覧に供する。

令和 8 年 9 月 3 日

茨城県知事 大 井 川 和 彦

1 都市計画の種類

下水道（常陸那珂公共下水道）

2 都市計画を変更する土地の区域

(1) 排水区域（汚水）

ア 追加する部分

ひたちなか市 大字長砂 字渚 の一部

那珂郡東海村 大字照沼 字渚 の一部

(2) 排水区域（雨水）

ア 追加する部分

ひたちなか市 大字長砂 字渚 の一部

那珂郡東海村 大字照沼 字渚 の一部

3 縦覧場所

茨城県土木部都市局都市計画課

茨城県告示第754号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項の規定において準用する同法第18条第1項の規定により、つくばみらい都市計画下水道を変更したので、同法第20条第1項の規定に基づき告示し、同条第2項の規定に基づき、当該都市計画の図書を次の場所において縦覧に供する。

令和 8 年 9 月 3 日

茨城県知事 大 井 川 和 彦

1 都市計画の種類

下水道（つくばみらい市公共下水道）

2 都市計画を変更する土地の区域

(1) 排水区域（汚水）

ア 追加する部分

つくばみらい市 福岡工業団地 の一部

福岡 字古木山 の一部

水戸・勝田都市計画下水道の変更（茨城県決定）

都市計画常陸那珂公共下水道「2. 排水区域」を次のように変更する。

2. 排水区域 「排水区域は総括図表示のとおり」
（備考）面積 汚水 約 1,340ha 雨水 約 1,340ha

理 由

茨城港常陸那珂港区において、公有水面埋立事業により新たに発生した土地の区域について、合理的な土地利用と計画的な市街化を図り、都市の健全な発達、公衆衛生の向上及び公共用水域の水質保全を図るため、本案のとおり変更する。



